健介事第1416号

平成27年３月６日

通所介護事業所　各位

横浜市健康福祉局介護事業指導課長

通所介護における地域密着型通所介護への移行について（通知）

平素から、横浜市の介護保険行政に御協力いただき厚くお礼申し上げます。

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）の施行に伴い、介護保険法（平成９年法律第123号）が改正され、平成28年４月１日から地域密着型通所介護という新たなサービスが創設されることになりました。つきましては、現時点の本市の予定を御案内いたします。

**１　地域密着型通所介護**

平成26年７月28日に開催された全国介護保険担当課長会議で通所介護のうち利用定員が18名以下の事業所を地域密着型通所介護事業所として地域密着型サービスに位置付ける案が示されました。

　　指定基準：詳細については、今後示される厚生労働省令等の内容を踏まえ本市条例で定

めます。地域との連携や運営の透明性を確保するために運営推進会議の設置など、新たに基準を設けることが予定されています。

　　介護報酬：基本報酬の設定については、平成27年度介護報酬改定後の小規模型通所介護

　　　　　　　の報酬を踏襲する予定とされています。

　　施行日：平成28年４月１日

**２　留意事項**

社会保障審議会介護給付費分科会からの審議報告では、小規模の通所介護事業所は、地域密着型通所介護事業所のほか、大規模型／通常規模型のサテライト型事業所、小規模多機能型居宅介護のサテライト型事業所のいずれかに移行することも検討しております。つきましては、詳細が分かり次第、メール配信サービスや本市ホームページにてお知らせをいたしますので、御確認いただくようお願いいたします。

（問い合わせ先）横浜市健康福祉局高齢健康福祉部

介護事業指導課運営支援係

TEL：045-**671**-3466

FAX：045-**681**-7789